

公益財団法人福井県体育協会スポーツ仲裁に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人福井県体育協会（以下「本会」という。）が行ったスポーツ競技又はその運営を巡る紛争について、スポーツに関する法及びルールの特明性を高め、健全なスポーツの発展に寄与するべく設立された公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（以下「仲裁機構」という。）の仲裁によって迅速かつ公正中立に解決することを目的とする。

(仲裁の申立て)

第2条 本会が行ったスポーツ競技又はその運営に関する決定に対して不服がある競技者等は、本会を被申立人として、仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従って、仲裁申立てを行うことができる。

附 則

この規程は、平成28年3月25日から施行する。

【参考】

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（JSAA）

スポーツをめぐる様々な争いを公平、適正かつ迅速に解決する場を提供する目的で平成15年に設立された。公益財団法人日本オリンピック委員会、公益財団法人日本体育協会、公益財団法人日本障害者スポーツ協会等からの拠出金等により運営されている独立した機関

スポーツ基本法第5条（スポーツ団体の努力）

- 1 スポーツ団体は、スポーツの普及及び競技水準の向上に果たすべき重要な役割に鑑み、基本理念にのっとり、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。
- 2 スポーツ団体は、スポーツの振興のための事業を適正に行うため、その運営の特明性の確保を図るとともに、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成するよう努めるものとする。
- 3 スポーツ団体は、スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正な解決に努めるものとする